

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）によっている。
- ② 満期保有目的の債券以外の有価証券
時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(2) 備蓄穀物の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

什器備品……定額法によっている。
建物附属設備……定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金……期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当 期 末 残 高
特定資産				
入会預り金資産				
普通預金	3,090,024	2,060,808	3,090,024	2,060,808
譲渡性預金	0	3,090,024	0	3,090,024
投資有価証券	1,296,909,976	0	2,060,808	1,294,849,168
小 計	1,300,000,000	5,150,832	5,150,832	1,300,000,000
退職給付引当資産	26,868,680	1,703,270	0	28,571,950
事務所移転特定資産	4,500,000	0	4,500,000	0
合 計	1,331,368,680	6,854,102	9,650,832	1,328,571,950

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち 負 債 に 対 応 す る 額)
特定資産				
入会預り金資産				
普通預金	2,060,808	0	0	2,060,808
譲渡性預金	3,090,024	0	0	3,090,024
投資有価証券	1,294,849,168	0	0	1,294,849,168
小 計	1,300,000,000	0	0	1,300,000,000
退職給付引当資産	28,571,950	0	0	28,571,950
合 計	1,328,571,950	0	0	1,328,571,950

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	3,760,236	2,044,888	1,715,348
建物附属設備	834,519	42,686	791,833
合 計	4,594,755	2,087,574	2,507,181

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益(内訳別紙)

(単位:円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
118回利付国債(20年)	1,294,849,168	1,410,164,140	115,314,972
61回利付国債	3,000,000,000	3,124,500,000	124,500,000
合 計	4,294,849,168	4,534,664,140	239,814,972

6.補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及びその残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及びその残高は、次のとおりである。(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
異常補てん基金	農林水産省	23,663,680,548	14,854,585,240	320,451,043	38,197,814,745	指定正味財産
備蓄基金	農林水産省	948,866,740	554,008,775	951,624,763	551,250,752	指定正味財産
事業準備基金	農畜産業振興機構	29,195,720,000	0	0	29,195,720,000	指定正味財産
合	計	53,808,267,288	15,408,594,015	1,272,075,806	67,944,785,497	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。(単位:円)

科目	金額
目的達成による指定解除	
(1)異常補てん準備財産補助金勘定	320,451,043
(2)異常補てん準備財産積立金勘定	283,724,519
(3)備蓄勘定	951,624,763
(4)農畜産業備蓄補助事業勘定	107,120,827

8. 重要な後発事象

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第44条の認定を受け、平成25年4月1日付けで公益社団法人に移行した。